

# 多治見市水害廃棄物処理計画（案）

平成22年1月

## 1 目的及び方針

### (1) 計画策定の目的

この計画は、環境省作成の水害廃棄物対策指針に基づき、多治見市の水害時における災害廃棄物を円滑に処理するために、必要な情報を収集し、整理を行うために策定するものとする。

### (2) 対象廃棄物等

本計画で対象とする廃棄物は、水害発生時に特別な処理を必要とする次の災害廃棄物である。

| ごみの種類   | 水害時の留意点   | 処理方針  |
|---------|---|---|
| 燃やすごみ   | 水害時の汚水を含むため、腐敗しやすく、悪臭等が発生する。                        | 水害発生後速やかに処理する。                                      |
| 破砕ごみ    | 水害時の汚水により汚れ悪臭等が発生する。                                | 水害発生後速やかに処理する。                                      |
| 廃家電     | 混乱に乗じて、被災していないものが排出される可能性がある。                       | 被災したかどうかを見極め、不正な排出を抑制する。                            |
| 粗大ごみ    | 水害時の汚水を含み、重量等が増えるため排出が困難になる。また、災害当初は、現在の人員での収集が難しい。 | 処理できないものは、処理業者への委託を行い、処理を行う。なお、木くず等はできるだけリサイクルに努める。 |
| 紙類      | 水害時の汚水により汚れ悪臭等が発生する。                                | 水害発生後速やかに適正処理する。                                    |
| 布類      | 水害時の汚水を含むため、悪臭等が発生する。                               | 水害発生後速やかに適正処理する。                                    |
| 缶・金属類   | 水害時の汚水を含むため、悪臭等が発生する。                               | 水害発生後速やかに適正処理する。(できるだけリサイクルに努める。)                   |
| ビン類     | 水害時の汚水により汚れ悪臭等が発生する。                                | 水害発生後速やかに適正処理する。(できるだけリサイクルに努める。)                   |
| ペット・発泡類 | 水害時の汚水により汚れ悪臭等が発生する。                                | 水害発生後速やかに適正処理する。(できるだけリサイクルに努める。)                   |

|                        |                                   |  |
|------------------------|-----------------------------------|--|
| 有害ごみ                   | 水害時の汚水により汚れ悪臭等が発生する。              | 水害発生後速やかに適正処理する。   |
| その他<br>(タイヤ、自動車、オートバイ) | 所有者不明のタイヤ、自動車、オートバイが発生する。         | 所有者をできるだけ特定して、持ち主に引き取らせる。やむを得ず所有者不明のもののみ処理する。自動車は、リサイクル法に基づき処分する。オートバイは、リサイクルシステムに基づき処分する。 |
| し尿等                    | 水没した汲み取り槽、避難所の仮設便所、水没した浄化槽から発生する。 | 公衆衛生上、水害発生後速やかに汲み取り、清掃、消毒を行う。  |

## 2. 一般廃棄物処理施設の点検と浸水対策

多治見市のハザードマップ等で想定される一般廃棄物の処理施設における被害対策及び廃棄物収集運搬車両の避難対策は次のとおりである。

### (1) 一般廃棄物処理施設の浸水対策

一般廃棄物処理施設が浸水した場合、廃棄物の処理に大きな支障をきたすことが想定されるため、次のとおり浸水対策を行う。

| 施設名        | 水害時に想定される被害   | 対応すべき浸水対策                    |
|------------|---|------------------------------|
| 三の倉センター    | 高台にあるため、浸水の可能性はないが、水害時には、国長橋、陶都大橋、昭和橋の両岸地域が浸水し、最短経路での通行ができない可能性が高い。 | 災害対策本部との連絡を密にし、通過可能ルートを把握する。 |
| 大畑センター     | 高台にあるため、浸水の可能性はないが、水害時には、国長橋、陶都大橋、昭和橋の両岸地域が浸水し、最短経路での通行ができない可能性が高い。 | 災害対策本部との連絡を密にし、通過可能ルートを把握する。 |
| 笠原クリーンセンター | 高台にあるため、浸水の可能性はないが、水害時には、国長橋、陶都大橋、昭和橋の両岸地域が浸水し、最短経路での通行ができない可能性が高い。 | 災害対策本部との連絡を密にし、通過可能ルートを把握する。 |

|        |   |                              |
|--------|---|------------------------------|
| 月見センター | 高台にあるため、浸水の可能性はないが、水害時には、国長橋、陶都大橋、昭和橋の兩岸地域が浸水し、最短経路での通行ができない可能性が高い。 | 災害対策本部との連絡を密にし、通過可能ルートを把握する。 |
|--------|---|------------------------------|

## (2) 廃棄物収集運搬車両の確保状況と避難対策

水害後は、直ちに廃棄物の収集を開始することが望ましいため、次のとおり廃棄物収集運搬車両等の避難対策を実施する。

| 種 別            | 確 保 先                           | 駐 車 場 等                      | 避 難 先 等            |
|----------------|---------------------------------|------------------------------|--------------------|
| パッカー車<br>21台   | 三の倉センター<br>大畑センター<br>笠原クリーンセンター | 三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター駐車場 | 高台にあるため、浸水の可能性はない。 |
| パッカー車<br>3台    | 笠原環境クリーン                        | 会社車庫                         | 浸水可能性はない。          |
| 低床トラック<br>7台   | 三の倉センター<br>笠原クリーンセンター           | 三の倉センター、笠原クリーンセンター駐車場        | 高台にあるため、浸水の可能性はない。 |
| 低床トラック<br>4台   | 笠原環境クリーン                        | 会社倉庫                         | 浸水可能性はない。          |
| ダンプ車<br>3台     | 三の倉センター<br>大畑センター<br>笠原クリーンセンター | 三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター駐車場 | 高台にあるため、浸水の可能性はない。 |
| ダンプ車<br>1台     | 笠原環境クリーン                        | 会社車庫                         | 浸水可能性はない。          |
| 軽トラック<br>3台    | 三の倉センター<br>大畑センター<br>笠原クリーンセンター | 三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター駐車場 | 高台にあるため、浸水の可能性はない。 |
| 広報車            | 市所有                             | 多治見市役所駐車場                    | 災害対策本部設置箇所へ移動する。   |
| バキュームカー<br>13台 | 多治見市衛生公社<br>笠原環境クリーン            | 会社車庫                         | 浸水可能性はない。          |

## 3. 水害時における相互協力体制

水害時、特に大規模な水害が発生した場合は、多治見市だけでは処理ができなくなる恐れがあるため、水害廃棄物処理に当たって、次のとおり周辺市町村、各団体と協力を図るものとする。

(1) 周辺市町村との協力体制

周辺市町村等と次のように協定を締結している。

| 協力市町村                               | 協定内容                | 協定締結年月日    |
|-------------------------------------|---------------------|------------|
| 岐阜県及び県内市町村                          | 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定   | H10. 3. 30 |
| 関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、愛知県瀬戸市、豊田市 | 東海環状自動車道沿線都市災害時応援協定 | H17. 3. 16 |
| 長野県飯田市                              | 災害時相互応援協定           | H17. 11. 1 |
| 愛知県高浜市                              | 災害時相互応援協定           | H17. 11. 2 |
| 愛知県田原市                              | 災害時相互応援協定           | H18. 1. 17 |
| 滋賀県草津市                              | 災害時相互応援協定           | H18. 12. 8 |

(2) 県への協力要請

多治見市のみで対応が困難である場合には、県に対し県内市町村、関係団体などへの広域的な支援の調整を要請する。

県は下記の廃棄物関係団体との間で、災害廃棄物の収集運搬に関する無償団体救援協定を締結している。このため、県は被災市町村から要請を受けた場合には、同団体に対して支援協力を依頼する。

| 団体名             | 協定内容  | 締結年月日       |
|-----------------|---|-------------|
| 岐阜県環境整備事業協同組合   | 災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬に関する無償による支援協力   | H15. 6. 11  |
| 岐阜県清掃事業協同組合     | 地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬に関する無償による支援協力 | H15. 12. 19 |
| 社団法人岐阜県産業環境保全協会 | 災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理など支援協力                                | H20. 8. 20  |

#### 4. 水害廃棄物の処理計画

##### (1) 被害地域の想定

水害廃棄物の処理計画を策定するに当たり、想定される災害とその被害は次のとおりである。

|   | 被害地域  | 床下浸水   | 床上浸水   | 流出半壊 | 想定される被害概要                  |
|---|-------|--------|--------|------|----------------------------|
| 1 | 土岐川流域 | 760戸   | 1,530戸 | 10戸  | 土岐川が大雨により洪水を起こし、堤防が決壊、又は越水 |
| 2 | 大原川流域 | 40戸    | 10戸    | 0戸   | 大原川が大雨によって氾濫し浸水            |
| 3 | 笠原川流域 | 460戸   | 0戸     | 0戸   | 笠原川が大雨によって氾濫し浸水            |
| 4 | 合計    | 1,260戸 | 1,540戸 | 10戸  |                            |

「多治見市浸水予想図」（土岐川については100年に一度、大原川・笠原川については50年に一度の大雨によって川が氾濫し浸水した場合）から算定。浸水深1.0m未満を床下浸水、1.0m～5.0m未満を床上浸水、5.0m以上を流出半壊として被害戸数算定。

##### (2) 水害廃棄物発生量の算定

上記（1）で想定される水害廃棄物の発生量は次のとおりである。

|   | 被害地域  | 対象家屋   | 発生量     | 算定式  |
|---|-------|--------|---------|--|
| 1 | 土岐川流域 | 2,300戸 | 4,600 t | $2,300\text{戸} \times 2\text{ t} = 4,600\text{ t}$ |
| 2 | 大原川流域 | 50戸    | 100 t   | $50\text{戸} \times 2\text{ t} = 100\text{ t}$      |
| 3 | 笠原川流域 | 460戸   | 920 t   | $460\text{戸} \times 2\text{ t} = 920\text{ t}$     |
|   | 合計    | 2,810戸 | 5,620 t |  |

備考：発生量は「水害廃棄物対策指針資料10【参考】一棟当たりの水害廃棄物量」を参考に1戸2tとして算定。

## 5. 排出ルール計画

### (1) 分別計画等

水害時における災害廃棄物を次のとおり分別するものとする。

| ごみの種類   | 平常時  | 災害時   |
|---------|--|---|
| 燃やすごみ   | 焼却処理   | 焼却処理  |
| 破碎ごみ    | 破碎機・磁選機にかけ、金属を取り出す。残渣は燃やすごみ                        | 破碎機・磁選機にかけられるものはかけ、金属を取り出す。できない場合は、焼却処理を行う。                                   |
| 廃家電     | 家電リサイクル法の対象品目、パソコン等に関しては、回収しない。それ以外に関しては、破碎ごみと同処理。 | 可能な限りリサイクルルートに乗せ、泥等でやむを得ずリサイクルできないものは、金属くずとして処分する。フロン回収物については、確実な方法でフロン回収を行う。 |
| 粗大ごみ    | 排出者にて1m以内に解体を行ってもらい、分別を行う。                         | 可能なかぎり1m以内に解体を行ってもらいが、破碎機等を利用し解体、分別を行う。木くずとして再利用できるものは、できるだけ利用する。             |
| 紙類      | リサイクル  | 焼却処理  |
| 布類      |  | 焼却処理  |
| 缶・金属類   |  | リサイクルに回せる状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、焼却処理する。                                |
| ビン類     |  | リサイクルに回せる状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、埋立処理する。                                |
| ペット・発泡類 |  | リサイクルに回せる状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、焼却処理する。                                |
| 有害ごみ    |  | リサイクルに回せる状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、埋立処理する。                                |

|                        |                     |   |
|------------------------|---------------------|---|
| その他<br>(タイヤ、自動車、オートバイ) | 収集不可。販売店等に相談してもらおう。 | 所有者不明のもののみ処理。それぞれ確実に分別を行い、適切に処理する。自動車は、リサイクル法に基づき処分する。オートバイは、リサイクルシステムに基づき処分する。 |
|------------------------|---------------------|---|

## (2)収集方法

水害時における廃棄物の収集方法は次のとおりとする。

| 種 別  |       | 収 集 方 法             |
|------|-------|---------------------|
| 災害ごみ | 燃やすごみ | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
|      | 破碎ごみ  | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
|      | 廃家電   | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
|      | 粗大ごみ  | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
|      | 資源ごみ  | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
| 日常ごみ | 燃やすごみ | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
|      | 破碎ごみ  | 広域避難場所に住民が持込むものとする。 |
|      | 資源ごみ  | 広域避難場所に住民が持込むものとする。 |

## 6. 仮置場の設置と収集・運搬計画

仮置場を次のとおり設置するものとする。

| 名 称        | 所 在 地           | 面 積     | 対 象 地 区                 | 搬入ルート               | 集積対象物                         |
|------------|-----------------|---------|-------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 大畑センター     | 大畑町大洞<br>48-2   | 81,888㎡ | 養正・昭和<br>精華・池田<br>小泉・根本 | 国道248号線<br>を通り搬入する。 | 燃やすごみ<br>破碎ごみ<br>粗大ごみ<br>資源ごみ |
| 笠原クリーンセンター | 笠原町平園<br>4022-7 | 85,535㎡ | 滝呂・笠原                   | 国道248号線<br>を通り搬入する。 | 廃家電                           |



仮置場の面積については、「水害廃棄物対策指針資料 1 3 【参考】仮置場の規模」等を参考に算出する。被害家屋1棟あたりの仮置場面積5.8㎡/棟とあることから必要面積を2,799棟×5.8㎡=16,234㎡と算定

## 7. 処理施設の能力

多治見市で所有するごみ処理施設の能力は次のとおりである。

| 施設の種類                                       | 処理能力等  | 処理対象物                              |
|---|--|------------------------------------|
| 焼却施設<br>(三の倉センター)                           | 170 t/日 (85 t/日×2系列)   | 燃やすごみ                              |
| 資源化施設<br>(リサイクルプラザ)                         | 34 t/日<br>破砕施設 (1次・2次破砕機) 25 t/日<br>資源化施設 3 t/日<br>びんストックヤード 6 t/日   | 破砕ごみ<br>資源ごみ                       |
| 最終処分場<br>安定型処分場<br>(大畑センター)<br>(笠原クリーンセンター) | 大畑センター<br>安定型<br>埋立面積 81,888㎡<br>埋立容量 2,320,729㎥<br>残余容量 135,332㎥<br>(平成21年3月現在)<br>埋立開始年月 昭和47年6月<br><br>笠原クリーンセンター<br>安定型<br>埋立面積 85,535㎡<br>埋立容量 1,451,795㎥<br>残余容量 400,598㎥<br>(平成21年3月現在)<br>埋立開始年月 平成11年3月 | ガラスくず<br>コンクリートくず<br>陶磁器くず<br>がれき類 |
| 管理型処分場<br>(笠原クリーンセンター)                      | 管理型<br>埋立面積 6,100㎡<br>埋立容量 30,000㎥<br>残余容量 22,058㎥<br>(平成21年3月現在)<br>埋立開始年月 平成11年3月  | 燃え殻、焼却灰                            |
| し尿処理施設<br>(月見センター)                          | 61k1/日   | し尿、浄化槽汚泥                           |

## 8. 注意を要する廃棄物の処理

家電リサイクル法の対象家電製品等の特に注意を要する廃棄物の処理は次のとおりとする。

| 種 別             |               | 処 理 方 法  |
|-----------------|---------------|--|
| 家電リサイクル法<br>対象物 |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場での収集（このとき搬入簿等を作成することにより、不正な排出を防ぐ。）を行う。</li> <li>・ 洗浄、分別作業を行う。</li> <li>・ リサイクル業者への委託・引渡</li> <li>・ リサイクルできなかったものの処分</li> </ul> |
| フロン使用機器         |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場での収集</li> <li>・ リサイクル業者へ引渡及び処分</li> </ul>  |
| 有害物質            | アスベスト         | 飛散防止対策を十分に行い、処理する。   |
|                 | P C B         | 収集後、含有部品の回収を関係団体に委託する。<br>なお、委託までの間は安全性を保って保管する。   |
|                 | トリクロロ<br>エチレン | 産業廃棄物として事業者の責任で処理する。   |
|                 | 感染性廃棄<br>物    | 通常時と同様、排出者の責任で処理する。  |

アスベスト（石綿）

唯一の天然繊維状鉱石。建設資材、電気製品等に広く使用されていたが、発がん性が指摘され、平成17年に原則製造禁止となった。

P C B（ポリ塩化ビフェニル）

塩素を含む合成油の一種でトランス（変圧器）、コンデンサ（蓄電器）等電気機器はじめ広く使用されていたが、昭和43年にカネ油症事件が発生するなど毒性が指摘され昭和47年以降製造・輸入が原則禁止となった。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングや金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われていたが、発がん性が指摘され、土壤汚染や地下水汚染の原因ともなるため、水質汚濁並びに土壤汚染に係る環境基準が定められている。

感染性廃棄物

医療行為に関係して排出される「感染性病原体が含まれ、または付着しているおそれのある廃棄物」

## 9. 流木等の処理

水害時は、河川及び道路等に大量の流木が堆積する。これらは、生活環境への影響が生じることも考えられるので、必要に応じて三の倉センターにて焼却処理する。

## 10. し尿の処理計画

### (1) し尿及び浄化槽汚泥の回収量

水害時のし尿及び浄化槽汚泥の回収量を、次のとおり想定する。

|   | 被害地域    | 被災家屋   | 非水洗化人口 | 浄化槽人口 | 回収量                    |                        |
|---|---------|--------|--------|-------|------------------------|------------------------|
|   |         |        |        |       | し尿                     | 浄化槽汚泥                  |
| 1 | 土岐川流域地区 | 2,300戸 | 88人    | 165人  | 7,911 <sup>リットル</sup>  | 14,833 <sup>リットル</sup> |
| 2 | 大原川流域地区 | 50戸    | 6人     | 26人   | 539 <sup>リットル</sup>    | 2,337 <sup>リットル</sup>  |
| 3 | 笠原川流域地区 | 460戸   | 69人    | 136人  | 6,203 <sup>リットル</sup>  | 12,226 <sup>リットル</sup> |
|   | 仮設便所    | 79ヶ    |        |       | 22,408 <sup>リットル</sup> |                        |
|   | 合計      | 2,810戸 | 163人   | 327人  | 37,061 <sup>リットル</sup> | 29,396 <sup>リットル</sup> |

平成20年度「廃棄物処理の概要」から総人口117,508人、世帯数42,578から1世帯2.75人  
土岐川流域は養正地区469戸、非水洗化人口2.33%、浄化槽人口2.81%、昭和地区901戸、非水洗化人口0.65%、浄化槽人口0.89%、精華地区567戸、非水洗化人口2.17%、浄化槽人口3.12%、池田地区363戸、非水洗化人口0.84%、浄化槽人口5.92%として人口算定。大原川流域は根本地区は小泉地区18戸、非水洗化人口5.34%、浄化槽人口14.03%、根本地区32戸、非水洗化人口4.77%、浄化槽人口22.91%で算定。笠原川流域は、昭和地区190戸、非水洗化人口0.65%、浄化槽人口0.89%、滝呂地区149戸、非水洗化人口2.42%、浄化槽人口1.52%、笠原地区121戸、非水洗化人口17.39%、浄化槽人口38.05%、平成21年度「一般廃棄物処理計画」から1日平均排出量を2.9<sup>リットル</sup>/日として1ヶ月程度分回収として算定。仮設便所は、神戸市地域防災計画を参考に100人に1基の割合で、回収量算定。

### (2) し尿回収機材等の備蓄

上記の(1)の回収量に必要な機材を次のとおり備蓄するものとする。

| 機材の種類 | 備蓄場所    | 備蓄数 | 備蓄場所    | 備蓄数 |
|-------|---------|-----|---------|-----|
| 仮設便所  | 精華防災倉庫  | 3ヶ  | 昭和防災倉庫  | 3ヶ  |
|       | 養正防災倉庫  | 3ヶ  | 脇之島防災倉庫 | 10ヶ |
|       | 滝呂台防災倉庫 | 3ヶ  | 精華小学校   | 13ヶ |
|       | 共栄小学校   | 13ヶ | 昭和小学校   | 13ヶ |
|       | 根本小学校   | 13ヶ | 養正小学校   | 13ヶ |
|       | 小泉小学校   | 13ヶ | 北栄小学校   | 13ヶ |
|       | 市之倉小学校  | 13ヶ | 脇之島小学校  | 13ヶ |
|       | 南姫小学校   | 13ヶ | 池田小学校   | 13ヶ |
|       | 滝呂小学校   | 13ヶ | 陶都中学校   | 3ヶ  |
|       | 多治見中学校  | 3ヶ  | 南ヶ丘中学校  | 3ヶ  |
|       | 総合体育館   | 3ヶ  | 南消防署    | 20ヶ |
|       | 北消防署    | 20ヶ | 笠原消防署   | 30ヶ |

|         |             |     |             |     |
|---------|-------------|-----|-------------|-----|
| 機材の種類   | 備蓄場所        | 備蓄数 | 備蓄場所        | 備蓄数 |
| バキュームカー | (株)多治見市衛生公社 | 7台  | (有)笠原環境クリーン | 6台  |

薬剤については、多治見市薬友会と医薬品の供給協力について協定を締結している。

## 1 1. 水害発生時の対応

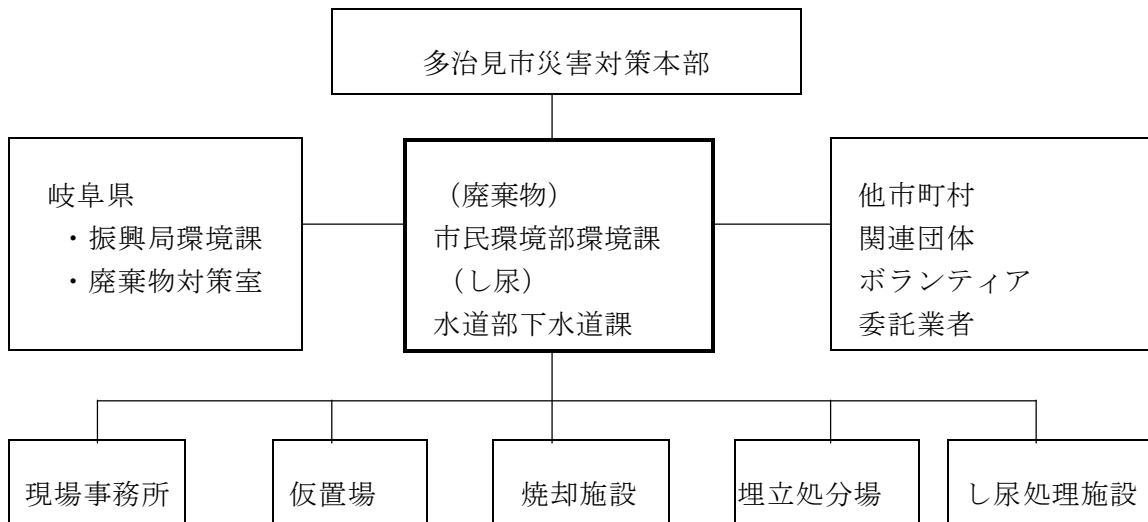
### (1)水害廃棄物の処理の実施手順

概ね次のとおり水害廃棄物の処理を実施するものとする。  
る。)

- ア 一般廃棄物処理施設の浸水対策、廃棄物収集運搬車両の確保と避難
- イ 被害状況の把握（逐次変化する状況を的確かつ効率よく把握する。）
- ウ 県等関係機関への伝達
- エ 水害廃棄物発生量の推計
- オ 仮置場の確保
- カ 処理ルール決定（分別計画、処理方法）
- キ 処理業者、業界団体、ボランティア団体との連絡調整
- ク 処理の実施（収集・運搬）
- ケ 処理の実施（分別、焼却等）
- コ 国庫補助金申請事務等の準備

### (2)情報収集の手順

標準的な情報の流れを次に示す。



上記関係機関連絡先一覧表

| 関係機関            | 住 所               | メールアドレス                    | 電話番号                      | F A X 番号      |
|-----------------|-------------------|----------------------------|---------------------------|---------------|
| 岐阜県<br>東濃振興局環境課 | 多治見市上野町<br>5-68-1 | c20507@pref.<br>gifu.lg.jp | 23-1111<br>(内線213)        | 25-0079       |
| 岐阜県<br>廃棄物対策室   | 岐阜市藪田南<br>2-1-1   | c11225@pref.<br>gifu.lg.jp | (058)272-1111<br>(内線2712) | (058)278-2607 |

|                 |                   |   |         |         |
|-----------------|-------------------|---|---------|---------|
| (株)多治見市<br>衛生公社 | 多治見市月見町<br>3-72-4 |   | 22-5306 | 25-0258 |
| (有)笠原環境クリー<br>ン | 土岐市妻木町<br>933-2   |   | 43-4455 | 45-2138 |
| 三の倉センター         | 多治見市三の倉町<br>猪場37  | sannokura-cen<br>@city.tajimi.g<br>ifu.jp | 23-1103 | 25-4010 |
| 大畑センター          | 多治見市大畑町<br>48-2   |   | 23-2926 | 23-2926 |
| 笠原クリーンセン<br>ター  | 多治見市笠原町<br>4022-7 |   | 44-1422 | 44-2847 |
| 月見センター          | 多治見市月見町<br>3-73-2 |   | 22-9445 | 22-9445 |

### (3)住民への広報

水害発生時、廃棄物の排出方法等に関して住民へ周知するため、次のとおり広報を行うものとする。

| 広報媒体    | 広報事項   | 広報期間              |
|---------|--|-------------------|
| 広報車     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの収集方法</li> <li>・集積場</li> <li>・収集時期</li> <li>・仮置場の設置状況</li> </ul> | 水害直後から水害廃棄物収集完了まで |
| 防災無線    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの収集方法</li> <li>・集積場</li> <li>・収集時期</li> <li>・仮置場の設置状況</li> </ul> | 水害直後から水害廃棄物収集完了まで |
| 広報誌     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの収集方法</li> <li>・集積場</li> <li>・収集時期</li> <li>・仮置場の設置状況</li> </ul> |                   |
| テレビ・ラジオ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの収集方法</li> <li>・集積場</li> <li>・収集時期</li> <li>・仮置場の設置状況</li> </ul> | 水害直後から水害廃棄物収集完了まで |

## 1 2. 進行管理計画の策定

水害発生後、水害廃棄物処理に当たって、次のとおり進行管理計画を策定する。

| 実施事項     | 第1週   | 第2週 | 第3週 | 第4週   | 第5週 | 第6週 | 第7週  | 第8週 | 第9週 |
|----------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------|-----|-----|
| 燃やすごみ    | 収集・処分 |     |     |       |     |     |      |     |     |
| 破砕ごみ     | 収集    |     |     | 破砕    |     | 処分  |      |     |     |
| 家電製品     | 収集    |     |     | 分別・処理 |     |     |      |     |     |
| 粗大ごみ     | 収集    |     |     | 破砕    |     | 処分  |      |     |     |
| 木くず      |       | 収集  |     | 破砕    |     |     | 最終処分 |     |     |
| 資源ごみ     | 収集    |     |     | 分別・処理 |     |     |      |     |     |
| し尿・浄化槽汚泥 | 収集    |     |     |       |     |     |      |     |     |
| 仮設便所     | 設置    |     |     |       |     |     |      |     |     |

## 1 3. 水害復旧・復興対策

### (1) 被災した廃棄物処理施設の復旧対策

水害により被災した廃棄物処理施設の復旧（仮復旧）対策は次のとおりである。

| 施設名                             | 想定される被害                 | 復旧対策  |
|---------------------------------|-------------------------|-------|
| 三の倉センター<br>大畑センター<br>笠原クリーンセンター | 高台にあるため、水害による被害は想定されない。 | 特になし。 |
| 月見センター                          | 高台にあるため、水害による被害は想定されない。 | 特になし。 |

### (2) 国庫補助金申請事務

被災した廃棄物処理施設の復旧事業及び災害廃棄物処理事業の国庫補助金申請事務については、次のとおりの手順で行う。

- ア 県地域振興局（事務所）環境課を通じて被害報告
- イ 原則災害発生後14日以内に「災害廃棄物処理事業の報告について」で環境省に報告
- ウ 現地調査（環境省、東海財務局、市町村等）
- エ 環境省から限度額表（内示）の送付
- オ 補助申請、交付決定等

#### 1 4. その他参考資料

- ア 水害廃棄物対策指針（平成17年6月環境省作成）
- イ 廃棄物処理法、家電リサイクル法、フロン回収関係の通知文
- ウ 水害ハザードマップ
- エ 市町村図に仮置場、ごみ処理施設、収集運搬車の確保先、機材等の保管箇所等を記入したもの